

平成30年度

室蘭市創業支援事業補助金

“ジブンらしく、はたらく”
室蘭市の創業応援メニューです

空き店舗を改修してお店を出したい
「でも、工事費が・・・」

⇒改修費 **最大150万円**

賃貸物件でお店を出したい
「軌道に乗るまでの場所代が・・・」

⇒家賃補助 **最大60万円**

自宅の一室でお店を出したい
「自宅とはいえ、備品は色々必要・・・」

⇒備品購入 **最大20万円**



室蘭市
MURORAN CITY



～空き店舗を改修してお店を出したい～

空き店舗出店改修補助金

改修工事を行う前に
申請が必要です！

●商店街内の空き店舗を活用される方

【対象者】

- ・空蘭市内の商店街にある空き店舗に、賃貸借により新たな事業所を構え、対象業種に係る営業を開始するため、店舗の改修工事を行おうとする者
(空き店舗所有者・所有者の配偶者・2親等以内の親族・所有者と生計を一にする者を除く)
- ・継続的に経営を行う具体的な事業計画を有すること
- ・市内に住所を有すること
- ・店舗面積が1,000㎡以下であること
- ・1週間あたり5日以上営業すること
- ・市内既存店舗からの移転でないこと
- ・出店地域の商店街振興組合等に加入すること
- ・店舗の改修工事を市内業者に発注すること
- ・市税を滞納していないこと
- ・商工会議所に会員加入申込を行うこと



【対象経費・補助金額】

店舗改修工事に要する経費 →対象経費の1/2以内で上限150万円

【対象業種】

- ・卸売・小売業、保険媒介代理店、飲食店、教育関係、美容・理容、事務所等
※農業、林業、漁業、風俗営業の一部の業種は対象外となるものもありますので、詳細はお問合せください。

●商店街以外の空き店舗を活用される方

【対象者】

- ・空蘭市内の商店街以外にある空き店舗に、賃貸借により新たに事業所を構え、対象業種に係る営業を開始するため、店舗の改修工事を行おうとする者
(空き店舗所有者・所有者の配偶者・2親等以内の親族・所有者と生計を一にする者を除く)

※その他、上記商店街内の空き店舗を活用する場合と同じ

(商店街振興組合等に加入は除く)

【対象経費・補助金額】

店舗改修工事に要する経費 →対象経費の1/2以内で上限75万円

【対象業種】

- ・卸売・小売業、保険媒介代理店等、飲食店、教育関係、美容・理容関係等
※農業、林業、漁業、事務所機能のみの場合や風俗営業の一部の業種は対象外となるものもありますので、詳細はお問合せください



～賃貸物件でお店を出したい～

市内創業家賃支援補助金



【対象者】

- ・空蘭市内で事業所等を賃貸借により設置する者
(賃貸借物件の所有者・所有者の配偶者・2親等以内の親族・所有者と生計を一にする者を除く)
- ・継続的に経営を行う具体的な事業計画を有すること
- ・市内に住所を有すること
- ・市税を滞納していないこと
- ・商工会議所に会員加入申込を行うこと

【対象経費・補助金額】

事業を営むための貸室(住居と兼用は除く)に係る家賃相当額
→対象経費(月額家賃)の1/2以内で上限5万円 最大12ヶ月間

【対象業種】

- ・卸売・小売業、保険媒介代理店等、飲食店、教育関係、美容・理容、事務所等
※農業、林業、漁業、風俗営業の一部の業種は対象外となるものもありますので、詳細はお問合せください



～自宅の一室でお店を出したい～

自宅開業備品購入補助金

平成30年度中に開業される方の
申請期間は5/1～31です

【対象者】

- ・空蘭市内で自宅の一部を利用して、新たに店舗を構え(生活空間と明確に分離されていること)、対象業種に係る営業を開始する者
- ・継続的に経営を行う具体的な事業計画を有すること
- ・市内に住所を有すること
- ・市税を滞納していないこと

【対象経費・補助金額】

事業を営むための備品(消耗品でないこと)購入費 →対象経費の1/2以内で上限20万円

【対象業種】

- ・小売業、飲食店、持ち帰り飲食サービス、美容・理容関係等
※風俗営業の一部の業種は対象外となるものもありますので、詳細はお問合せください



※各種補助金の申請は、むろらん商店街づくりサポートセンターが窓口になります。
補助金の詳細等につきましては、空蘭市経済部産業振興課(0143-22-1109)
または、むろらん商店街づくりサポートセンター(0143-25-1177)までお問合せください。